

<<米国 FDA による 輸入警告（インポートアラート）情報（2025 年 8 月分）>>

2025 年 8 月に米国食品医薬品局（FDA）により、食品関係の輸入警告が 16 件更新された。16 件のうち、港湾や空港における商品の拘留に関するものは 12 件であり、残りの 4 件は既存のガイダンスの更新などであった。港湾や空港における商品の拘留に関するもののうち、「水産物」の拘留に関するものが 4 件であった。拘留の理由は様々であるが、FDA は、潜在的リスクの高い食品カテゴリーとして、水産物をよく検査する傾向がある。拘留されたケースはこれ以外にもあるとみられ、拘留されても輸入警告に掲載されないものもある。

水産物の拘留の主な理由は、「腐敗、ヒスタミン、またはインドール（腐敗たんぱく質）による、特定の製造者・出荷者からの水産物に対する、物理的検査なしの拘留」（輸入警告 16-105）、「ニトロフラン（米国で使用禁止の動物用合成抗菌剤）を含む水産物に対する、物理的検査なしの拘留」（輸入警告 16-129）、「不衛生な状況下で調理、包装、保管されたと思われる水産物に対する、物理的検査なしの拘留」（輸入警告 16-138）、「汚染された状況下で調理、包装、保管され、化学物質による汚染を引き起こしたと思われる食品に対する、物理的検査なしの拘留」（輸入警告 99-51）であった。FDA による輸入時の検査ではこのような点が良く見られていることから、十分に準備しておく必要がある。

以下、日本企業に関わるものなど、具体的な事例をいくつか分析する。

<輸入警告 99-51 「汚染された状況下で調理、包装、保管され、化学物質による汚染を引き起こしたと思われる食品に対する、物理的検査なしの拘留」>

今回、輸入警告 99-51 「汚染された状況下で調理、包装、保管され、化学物質による汚染を引き起こしたと思われる食品に対する、物理的検査なしの拘留」について、インドネシア企業 1 社の製品（冷凍エビ）がセシウム 137（Cs-137）汚染を理由に拘留対象となり、大きなニュースとなった。

セシウムの放射性同位体であるセシウム 137（Cs-137）などの放射性核種は、核実験や原発事故による汚染により、世界中の多くの場所に存在する可能性がある。また Cs-137 は、原子力発電所などで発生する核反応によって生成され、医療やその他の産業用途でも広く使用されている。例えば、1986 年のチェルノブイリ原子力発電所や 2011 年の福島第一原子力発電所などの事故により、汚染が定着した場所では、Cs-137 の濃度が高くなる可能性がある。

Cs-137 への被ばく後に生じる健康への懸念は、被ばく量と被ばく期間によって異なる。高線量被ばくは急性放射線症候群を引き起す。一方で、長期にわたる反復的な低線量被ばく（例えば、汚染された食品や水を長期間摂取すること）により懸念される主な健康への影響は、体内の細胞内の DNA 損傷に起因するがん発症リスクの上昇である。

FDA は、食品中の化学物質汚染を監視し、これらの化学物質による潜在的な被ばくと安全性への懸念を評価することにより、米国の食品（国産および輸入品）の安全性を監視している。FDA は、食品が汚染された条件下で調理、包装、または保管され、健康に有害となる可能性のある化学汚染物質に汚染されていないか確認するために、個々のケースごとに状況を総合的に考慮している。汚染の状況によつては、汚染の根本原因を特定し対処するための是正措置を含む文書の提出、将来の出荷において汚染問題が再発しないようにするための管理策の確立、そしてその管理対策が汚染防止に有効であることの検証が必要となる。

<輸入警告 71-04 「サルモネラ菌の存在を理由とした、動物用食品に対する、物理的検査なしの拘留」>

輸入警告 71-04 「サルモネラ菌の存在を理由とした、動物用食品に対する、物理的検査なしの拘留」について、日本企業は今回の輸入警告の対象ではなかつたが、2025 年 3 月に、日本に住所のある企業 1 社の製品が、物理的検査なしの拘留を受けた。当該製品は、ペットフードとして与える、七面鳥のすじ（ターキーテンドン）であった。

ペットフードなどの特定の動物用食品は、サルモネラ菌に汚染されると、ヒトが直接接触するため、ヒトの健康に重大なリスクをもたらす。ペットフードに含まれるサルモネラ菌は、ヒトがペットに餌を与える際に、汚染された手や食器を通して摂取される可能性がある。特に、子供、高齢者、免疫力が低下している人など、特定の脆弱な集団は、ペットフードを介してサルモネラ症に感染しやすく、重篤な症状が出る可能性がある。さらに、動物はペットフードを介してサルモネラ菌に無症状で感染する可能性があり、その結果、ヒトへの感染につながる可能性もある。

サルモネラ菌のヒトへの感染と、サルモネラ菌に汚染されたペットフードとの関連性は、十分に確立されている。したがつて、FDA は、ペットフードがサルモネラ菌に汚染されており、その後、サルモネラ菌を死滅させる商業的な加熱工程、またはその他の商業的な処理を経ない場合、FD&C 法第 402

条(a)(1)（合衆国法典第21編第342条(a)(1))に基づき、ペットフードがコンプライアンス違反の不良品であるとみなす。

動物用医薬品センター（CVM）は、違反の疑いを生じさせた状況を企業が解決したかどうかを評価するために、動物用食品を物理的検査なしの拘留からの解除を求める企業に対し、企業がサルモネラ汚染問題の根本原因を特定し、将来の問題再発を防止するための是正措置を講じたことを示す証拠や、違反していない製品を出荷していることの十分な証拠を提供することを、要求する。

出所：

[FDA 輸入警告](#) (英語)

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。米国輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、米国輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先：

米国輸出支援プラットフォーム（ジェトロロサンゼルス事務所）

TEL：1-213-624-8855

Email：lag-USPF@jetro.go.jp

Eureka Global Solutions 作成